

2002年10月21日

国民生活審議会消費者政策部会
部会長 落合 誠一 様

加藤真代（主婦連合会）
山中博子（全国地域婦人団体連絡協議会）
浅岡美恵（弁護士）

教育と介護サービス分野における契約の適正化と安全確保について

国民生活審議会消費者政策部会第8回資料2においても示されていますように、教育と介護の分野における消費者問題は、その特殊性から、改めて検討されるべきではないかと思料されます。教育については、塾のような民間取引と学校教育の場面とがありますが、いずれも支払いは保護者と言う特殊性があると同時に、主体者である子どもは、供給側との関係で極めて弱い立場にあります。また時には選択権がないままに不当な取引が強要されています。

介護サービスについては、契約者は高齢であることに加えて、一部行政規制下での消費者契約という特殊性があります。下記の点について、皆様のご議論を期待いたします。

記

1. 学校教育に関する消費者取引（例えば、教材販売や修学旅行契約など）について、消費者契約法や公正取引の精神を盛り込んだガイドラインを設定すること。
2. 教育産業分野では、いかなる教育内容でも特商法の対象とするべきこと。
3. 介護サービスについて
事故などの未然防止システムの構築と救済システムの充実。
消費者契約法を踏まえた契約の締結と契約書の作成の義務づけ。
ケアマネジメントの過程でケアプランや個別計画の作成において、消費者が十分理解し納得できるように、介護情報を開示した上で、同意を得ること。
介護事故例の開示、ケアマネジメントに関する情報提供や消費者教育の充実。

以上